みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/07/30 Vol. 64 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362 E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成17年第2回定例会報告(4)

~ 印西市の図書館政策を問う。図書館の目的は何か?(2)

いつもお世話になっております。印西市議会第2回定例会(6月議会)は、6月24日(金)までの 会期にて行われ、閉会しました。今回は、6月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を 中心にご報告していきたいと思います。

6/14(火曜日)に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

3.印西市の図書館のあり方について

印西市においての図書館の運営方針は「図書館法の精神に則り、市民の学習と文化の発展に寄与するため、必要とする資料・情報を提供する。これを誰もが適切な状態で利用でき、親しめる交流の場となるよう、図書館奉仕の向上に努める」とある。

一方、現状を鑑みると平成 13 年 2 月 24 日に図書館審議会より答申を受けた「印西市図書館システム及びネットワークについて」に記載されている問題点の解決も充分に図られているとは思えない。このギャップを印西市ではどのように埋めて、今後の図書館の運営を行っていくのだろうか。また、印西市は今後どのような図書館政策を掲げ、市民に提示していくことができるのだろうか。

1) 印西市の図書館は「いつでも、どこでも、誰にでも」利用できる図書館を旗印に市内4駅圏に 図書館を配置し、市民に喜ばれるサービスを提供しようとする姿勢は大いに評価すべきものである と考える。しかし、一方4館に同じように書籍を配置しようとしたため、蔵書数の割には「奥行き の浅い」内容になっていると感じる。望ましい蔵書・資料構成についてどのように考えているのか。

(回答/教育長) 印西市では、図書館は身近にあり、子どもから高齢者まで誰もが利用できる施設であるべきとの考えから、4駅圏に図書館を配置しております。 そのため、<u>蔵書は基本的資料を各館に整備し、館によっては利用の多い資料を重複所蔵している場合がございます。しかし基本的資料の蔵書状況および重複資料の割合は、蔵書全体から見ますと許容の範囲内にあると判断しております。</u>

しかしながら、各館とも限られたスペースの中で配架しておりますので、基本的資料や利用の多い資料が開架スペースに並ぶことが多く、どの館に行っても同じ本が、または同タイトルの本が複数並んでいるということで、議員がご指摘のように蔵書数の割に「奥行きの浅い」内容と感じるのではないかと思われますが、閉架書架分や4館のネットワークおよび県立図書館をはじめ近隣図書館との相互協力を活用することで、現在のところ利用者の読書要望は、ほぼ満たしているものと考えています。

そこで、今後の蔵書・資料構成につきましては、先程申し上げましたように限られたスペース、さらには限られた予算を有効に活用するため、各館が地域資料など、地域性に合わせた資料収集に努め、特色のある図書館づくりを行い、さらなるサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

(ぐんじとしのりから執行部への意見、再質問/抜粋)

市民の読書要望は本当に満たしているのでしょうか?私が今回の議会の質問をつくるために、知りたい「介護保険の情報」を探すために資料を探しましたが、どこにもありませんでした。結局、都心の本屋で本や雑誌を購入している。同じように捜している本や雑誌がなければ、その人は他の場所に行っている。これだけのことではないようでしょうか。また、地域性に合わせた資料収集とはいっても例えば、「市川市中央図書館」の地域情報の棚は驚くほどの蔵書を誇り、「印西市の地域情報」の棚には印西市ではみられない資料がある。(ぐんじ注/千葉NTや松崎、小林城の文化財調査報告書など。)

再度、蔵書についての考え方を問います。また「閉架図書庫」は充分でしょうか。

(回答/教育部長(要旨))

4館体制が出来上がってから、この数年間は年間 4000 万円程度の図書費で継続しているのが印西市の現状である。基本図書の整備をすすめバリューのある図書館を構築するという面では、いろいろ検討すべきことが多かろうと思う。蔵書スペースの問題は、早期に対策を立てなくてはならない。4館の蔵書予定数は、26 万冊であったが、現状では 40 万冊を超えている。これは利用量が増えたことによる。現状は、配架の創意工夫などで何とかしのいでいるが、残り 17000 冊程度のキャパでは オーバーした場合には図書館行政の円滑な遂行には支障があるので、学術などの通常利用の少ない蔵書をどのように保管して、求めに応じてどのように利用していただくか、いくつかの選択肢があるので、早期に計画をし準備を開始しなければならないと考えている。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ)

次号も引き続きこの項目を続け、図書館のありかたについて皆様と考えていきたいと思います。

「住民基本台帳法の改正を求める意見書」を国に提出しました。

住民基本台帳法 11 条により、私たちの氏名、住所、生年月日、性別の4情報は、誰でも原則閲覧ができるようになっています。しかも、私たちの情報はリスト化され町名ごとなどでファイルにとじられて、大量に閲覧され、閲覧した内容は書き写して持ち返ることができます。閲覧も、ダイレクトメールや調査など、商業目的であっても認められているため、閲覧目的さえ書けば認めている自治体も多く、DMの情報源となっているだけでなく、悪質商法に悪用されることもあります。

- 事実、最近では、名古屋市で「住民基本台帳大量閲覧」によって作成した母子家庭リストによる犯行 大量閲覧を悪用した犯罪も起こり、私たちの個人情報が自治体が自治体を通じて流出している結果、 危険にさらされていることも明らかになっています。

このような流れをうけて、最近やっと国は法改正も含めて閲覧制度を見直す方針に乗り出しました。

私は以前からこの制度を放置するのは好ましくないと思い、「一般質問」を通して過去3回にわたり、市議会において印西市として対策をとるべきではないかと執行部に問い質してきましたが、印西市では何もやってきていません。(条例や要綱により制限を加えている自治体が増えてきております。)

印西市は何も市民のことを思って活動していないのか?この問いかけに対して、私は今回発議者として、 市議会議員各位の賛同をいただき、国に対して「住民基本台帳法の改正を求める意見書」を作成し、 提出することを提案し、議会で可決、承認されましたので、皆様にご報告させていただきます。

(提出した内容/抜粋)

個人情報の保護は、国、地方のみならず民間事業者においても非常に重要な課題となっており、それ ぞれに真摯な取り組みが不可欠となっている。

2005 年 4 月には行政機関個人情報保護法が施行され、我が国で初めて民間事業者を対象とする個人情報保護法も全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定が推進されているところである。 法整備の進展とともに、より適切な個人情報の保護が図られる体制ができつつある。

(既に印西市においては個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の適正な保護につとめているところであるが、市民の個人情報に対する意識が、近年急速に高まっている中、住基台帳法にもとづき広く4情報が閲覧・利用されていることに対して矛盾が指摘されるようになってきています。)

よって、本市議会は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度については公用及び公益目的以外での請求は認めないよう、住民基本台帳法第11条を改正するよう要望する

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き、定例会および以前に開催した臨時議会の報告を中心に行ってまいります。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思います。よろしくお願い致します。